

○笠井委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の会議に高見委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、令和８年第２回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第１号、議案第２号、議案第５号、議案第６号、議案第９号、議案第１０号及び議案第１９号ないし議案第５３号の以上４１件につきまして、理事者から説明願います。

○樽井市民生活部長 初めに、議案第１号、令和８年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正の理由が、駐車場利用に伴い、通勤手当を補正する事業につきましては、補正予算書１５ページから１６ページにかけてお示ししており、７事業で２９８万２千円となっております。その内訳につきましては、補正予算書１５ページ、２款３項１目戸籍住民基本台帳費のパスポート発給事務費で６万円、住民記録及び謄抄本事務費で１２万円、市民課ＤＸ推進費で１２６万円、総合窓口運営費で６万円、２款３項２目住居表示費の住居表示推進費で６万円、補正予算書１６ページ、３款１項５目国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金で１１８万７千円、３款１項６目後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業特別会計繰出金で２３万５千円を補正しようとするもので、財源は国庫支出金が１３２万円、諸収入が４万７千円、一般財源が１６１万５千円となっております。

次に、議案第２号、令和８年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございます。補正予算書の２５ページを御覧ください。いずれも、駐車場利用に伴い通勤手当を補正する事業であり、１款１項１目一般管理費の管理事務費で１１４万円、５款１項２目疾病予防費で４万７千円を補正しようとするもので、財源は全額一般会計からの繰入金となっております。

次に、議案第６号、令和８年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてでございます。補正予算書の３７ページを御覧ください。こちらも、駐車場利用に伴い通勤手当を補正する事業であり、１款１項１目一般管理費の管理事務費で２３万５千円を補正しようとするもので、財源は全額一般会計からの繰入金となっております。

以上が、市民生活部所管の補正予算の概要でございます。

続きまして、条例改正に伴う議案についてでございます。

初めに、議案第１０号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、個別の手数料の所管部として関連がありますので御説明いたします。本案は、受益と負担の適正化に向けた見直しによるもので、住民票記載事項証明等の証明手数料や特定計量器検査手数料等を改定しようとするものでございます。なお、施行日は公布の日とし、新料金の適用は令和８年１０月１日としております。

次に、議案第１９号、旭川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律等の一部改正に伴い、証明書のコンビニ交付サービスにおいて、印鑑登録証明書の交付を受ける際に必要な物として、現行の個人番号カードに加え、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書を追加するほか、電気通

信事業法の改正に伴い、本条例の引用条項に係る所要の規定を整備するため、旭川市印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第20号、旭川市市民活動交流センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第21号、旭川市地域活動センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第22号、旭川市住民センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第23号、旭川市地区会館条例の一部を改正する条例の制定、議案第24号、旭川市地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第25号、旭川市ときわ市民ホール条例の一部を改正する条例の制定、議案第26号、旭川市勤労者福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第27号、旭川市農村地域センター条例の一部を改正する条例の制定の以上8件につきましては、いずれも受益と負担の適正化に向けた見直しによるもので、使用料や利用料金を改定するものでございます。なお、施行日は公布の日とし、新料金の適用は各施設とも令和8年10月1日としております。

次に、議案第28号、旭川市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、受益と負担の適正化に合わせた使用料及び手数料等に係る消費税及び地方消費税の転嫁方針に基づき、消費税の対象となります旭川市火葬場の待合室の使用料、1室につき5千100円から5千200円に改定するなど、条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、施行日は公布の日とし、令和8年10月1日以降の使用許可から適用するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇川邊福祉安心部長 福祉安心部所管の令和8年第2回定例会補正予算について御説明いたします。

議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算でございます。補正予算書の16ページを御覧ください。

補正の理由が駐車場利用に係る通勤手当に伴うものについては、個別の説明は省略させていただきますが、3事業で合計30万円を補正いたします。財源は国庫支出金が3万円、道支出金が6万円、一般財源が21万円となっております。

続いて、それ以外の事業について御説明いたします。3款1項2目障害者福祉費の視覚障害者情報提供推進費であります。国の制度改正に伴い、給与改定を伴う視覚障害者情報提供施設への補助金として208万6千円を補正いたします。財源は国庫支出金が104万3千円、一般財源が104万3千円であります。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金です。国の補助事業を活用し、介護事業所の施設改修や熱中症防止対策のためのエアコン等の設置に対する補助金として、3千833万円を補正いたします。財源は国庫支出金が2千833万円、一般財源が1千万円でございます。

次に、介護保険事業特別会計繰出金です。駐車場利用に係る通勤手当に伴う介護保険事業特別会計への繰出金として、148万6千円を補正いたします。財源は全額一般財源になります。

次に、軽費老人ホーム運営補助金及び老人施設等措置費であります。国からの通知等を踏まえ、勤務する職員の処遇改善や物価高騰などを踏まえた基準改定等による補助金及び扶助費として、それぞれ3千469万3千円、886万4千円を補正いたします。財源は全額一般財源です。

次に、介護人材確保支援費であります。国の補助事業を活用し、訪問介護等サービスの人材確保体制構築のための補助金として880万5千円を補正いたします。財源は国庫支出金が626万9千円、一般財源が253万6千円になります。

続いて、議案第5号、令和8年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算であります。補正予算書33ページから34ページにかけて、駐車場利用に係る通勤手当に伴うものとして、10事業で合計180万円を補正いたします。財源は国庫支出金12万4千円、道支出金6万1千円、繰入金157万円、支払基金交付金4万5千円であります。

以上が、福祉安心部所管の補正予算の概要であります。

続きまして、条例制定に係る議案であります。

議案第10号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定、議案第29号、旭川市生活館条例の一部を改正する条例の制定、議案第30号、旭川市高齢者等健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第31号、旭川市近文市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定、議案第32号、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定、議案第33号、旭川市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定の6件であります。いずれも受益と負担の適正化に向けた見直しによるものであります。手数料条例については、指定居宅サービス事業者指定申請手数料ほか20件の手数料を、生活館条例については使用料を、高齢者バス料金助成乗車証条例については再交付手数料を、高齢者等健康福祉センター条例、近文市民ふれあいセンター条例及び障害者福祉センター条例については、利用料金設定基準をそれぞれ改定しようとするもので、障害者福祉センター条例については併せて新たに体育館の個人使用に係る料金区分を設定するものでございます。いずれも施行日は公布の日、新料金の適用は令和8年10月1日からとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山口健幸保健部長 議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算のうち、健幸保健部所管分につきまして御説明申し上げます。補正予算書17ページを御覧ください。

4款1項3目環境衛生費の動物愛護センター管理費についてであります。駐車場に係る通勤手当分として6万円を補正しようとするものでございます。財源につきましては全額動物愛護基金繰入金となっております。

続きまして、健幸保健部所管分の条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案第10号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定及び議案第34号、旭川市保健所条例の一部を改正する条例の制定から、議案第50号、旭川市毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例の制定までの18件につきましては、いずれも「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づく見直しによるもので、医療薬事等関係手数料、貿易関係手数料、食品関係手数料、営業等許可関係手数料、検査関係手数料等の額を改正するものでございます。なお、議案第48号の旭川市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医療法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、オンライン診療受信施設の届出について、所要の規定を整備するものを併せて行うものでございます。以上の条例改正の施行日は、いずれも公布の日とし、手数料の改定に関わる条例の改定後の規定は、令和8年10月1日以降の申請等から適用するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○太田環境部長 議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算のうち環境部所管分につきまして御説明をいたします。補正予算書の17ページを御覧ください。

17ページの中段にございます4款2項1目じん芥処理費の家庭ごみ処理費用適正化事業費につきましては、令和9年4月1日からのごみ処理手数料の改定に伴うものでありまして、新しい指定ごみ袋や粗大ごみシールなどの製造及び各取扱店への配送に要する費用として、1億7千67万8千円を補正しようとするものでございます。財源はごみ処理手数料及び指定ごみ袋広告掲載料並びに一般財源でございます。

続きまして、その下にございます4款2項2目し尿処理費のし尿処理費につきましては、令和8年10月1日からのし尿処理手数料の改定に伴うものでありまして、収入証紙の印刷に要する費用及び料金改定の周知に関わるチラシを対象世帯に配布するための費用など171万5千円を補正しようとするものでございます。財源は全額市の処理手数料でございます。

次に、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づく条例の制定のうち、環境部所管分につきまして、順次御説明をさせていただきます。

初めに、議案第10号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年10月1日から汚染土壌処理業の許可の申請等に係る手数料の額を改定しようとするものでございます。

次に、議案第51号、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年10月1日からのし尿処理手数料、廃棄物処分業の許可等に関わる申請手数料の額を令和9年4月1日から指定ごみ袋などのごみ処理手数料、ごみ埋立て処分手数料、ごみ焼却処分手数料の額を改定するものであり、併せて令和9年6月30日までの間、改定前の額で購入した指定ごみ袋を使用して排出できるようにするなどの経過措置を設けるものであります。

次に、議案第52号、旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年10月1日から浄化槽保守点検業の登録等に関わる申請手数料の額を改定するものでございます。

環境部からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○長谷川市立旭川病院事務局長 令和8年第2回定例会に提出している議案のうち、市立旭川病院所管に関わる事項について御説明します。

まず、議案第9号、令和8年度旭川市病院事業会計補正予算について御説明します。

今回の補正は、国家公務員の給与改定に準じて、一般職と会計年度任用職員の駐車場等の利用に対する通勤手当を新設し、令和8年4月に遡及して適用しようとするものです。補正予算書51ページの実施計画を御覧ください。

収益的収入及び支出のうち、支出の部、1款1項1目給与費で2千614万5千円、3目経費で690万円を増額し、この財源として収入の部、1款4項1目本院で653万6千円を増額しようとするものです。

続きまして、議案第53号、旭川市病院事業基金条例の制定について御説明します。本条例では、医療器械の購入など必要な経費の財源に充てるため、旭川市病院事業基金を設置しようとするものです。これまでも、当院ではふるさと納税などにより多額の寄附金をいただいておりますが、厳しい経営状況の中、資金確保に向けて寄附金は重要な財源となっていることから、当院の取組のPR強化が必要と考えています。つきましては、病院独自の基金を設置し、寄附金の受皿と使い道をより明確にし、計画的に活用しながらその内容を積極的にPRしていくことで、当院への御理解をいただきながら、寄附金の増加を目指すものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○笠井委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和8年第2回定例会提出議案に関わる事項であります、基幹業務システム用端末の取得について、焼却施設用部品の取得について、市民課DX推進費等の繰越明許費繰越しについて及び庁用自動車による交通事故についての以上4件につきまして、理事者から報告願います。

○樽井市民生活部長 議案第98号の財産の取得につきましては、総務常任委員会所管ではございますが、市民生活部に関わりがありますので御説明申し上げます。

本案は、窓口基幹業務に充てるため、基幹業務システム用端末44台を2千263万80円で株式会社コンピューター・ビジネスから買収しようとするものでございます。

次に、報告第1号、令和7年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。

繰越計算書によりお示ししております事業のうち、上から6段目、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の市民課DX推進費でございます。こちらは戸籍に記載されます氏名の振り仮名を住民票等にも記載するための住民基本台帳システムの改修に要する費用について、国庫補助事業を活用し実施するため、令和7年第4回定例会において議決をいただいたものでありますが、事業完了が令和8年度となりますことから、1千683万円を繰り越したものでございます。

次に、上から8段目、3款民生費1項社会福祉費の物価高騰対応支援給付金支給費でございます。こちらは物価高騰に対する支援として全市民を対象に1人当たり7千円を給付するもので、令和8年第1回臨時会において議決をいただいたものでありますが、事業完了が令和8年度となりますことから、予算額から令和7年度に支出した額等を差し引いた23億7千589万6千円を繰り越したものでございます。

いずれも、地方自治法施行令第146条第2項に基づき報告するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○太田環境部長 議案第99号及び報告第4号につきましては、総務常任委員会所管の案件でございますが、環境部に関わりがございますので御説明をさせていただきます。

初めに、議案第99号、財産の取得につきましては、近文清掃工場における焼却施設の維持管理に充てるため、焼却施設用部品一式を2千860万円で、荏原環境プラント株式会社北海道支店から買収しようとするものでございます。

次に、報告第4号、専決処分の報告につきましては、本年1月26日、永山5条16丁目の信号機のない交差点におきまして、クリーンセンター職員の運転する普通貨物自動車が右側から直進の相手方車両と接触し双方車両を破損したもので、市の過失割合を40%、車両に対する損害賠償の額を7万8千452円と定め、5月14日に専決処分したものであります。交通事故防止につきましては、日々注意喚起しているところでございますが、今後とも一層の徹底を図り再発防止に努めてまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

○川邊福祉安心部長 報告第1号、令和7年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、福祉安心部所管分について御説明申し上げます。

繰越計算書にお示しする事業のうち、3款1項社会福祉費の2事業でございます。

老人福祉施設等整備推進補助金は国の補正予算を活用した施設整備の補助金、また、介護サービス等事業者物価高騰対策支援金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した有料老人ホーム等への支援金で、令和7年度補正予算として議決をいただいたものでありますが、いずれも事業完了が令和8年度になるため繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、令和8年度国民健康保険料の料率について、理事者から報告願います。

○樽井市民生活部長 令和8年度国民健康保険料の料率についてでございます。

令和8年度の国民健康保険料につきましては、6月1日に料率の告示を行い、6月15日に納入通知書を発送する予定でございます。通知書の発送に先立ちまして、料率の算定について御報告申し上げます。配付資料に沿って御説明いたします。

まず、資料1ページ、令和8年度国民健康保険料の料率についてを御覧ください。国民健康保険料の料率につきましては、医療給付費等の財源となります医療分、後期高齢者支援金の財源となります後期分、介護納付金の財源となります介護分の3つの区分に、令和8年度から子ども・子育て支援納付金の財源となります子ども分が新たに加わり、4つの区分で構成されており、資料では、各区分ごとに料金算定の内容についてお示ししております。表の中央にAとして本年度の料率を、右側にBとして令和7年度の料率を、その間に前年度との比較を記載しております。

区分ごとの算定内容についてですが、医療分につきましては、前年度に比べ所得割が0.18ポイント減の8.29%、均等割が420円増の2万9千120円、平等割が20円増の2万8千360円となっております。また、国民健康保険被保険者が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行することによって、国民健康保険該当世帯に被保険者が1人となる世帯については、移行後5年間、特定世帯として平等割が2分の1となりますことから、その世帯の平等割は前年度に比べ10円増の1万4千180円となり、特定世帯として5年間が経過した後も世帯の状況が継続している場合には、さらに3年間、特定継続世帯として平等割が4分の3となりますことから、その世帯の平等割は前年度に比べ10円増の2万1千270円となっております。

次に、後期分につきましては、所得割が0.20ポイント減の2.42%、均等割が210円減の8千790円、平等割が330円減の8千560円となっております。また、平等割に関わる特定世帯については170円減の4千280円、特定継続世帯については250円減の6千420円となっております。

次に、介護分につきましては、所得割が0.01ポイント減の2.20%、均等割が310円増の8千850円、平等割が70円増の6千740円となっております。

次に、子ども分につきましては、令和8年度に新設され、所得割が0.29%、均等割が1千円となっております。その下に、18歳以上均等割とありますが、子ども分保険料では、18歳未満の被保険者の均等割保険料が全額控除され、その分を18歳以上の被保険者で負担する制度となっており、追加で負担する分が18歳以上均等割でありまして100円となっております。また、平等割が1千円、平等割に係る特定世帯については500円、特定継続世帯については750円となっております。なお、子ども分保険料につきましては、料率が北海道内で統一されておりますので、道内全ての市町村が同じ保険料率となっております。

各区分の下に記載しております賦課限度額につきましては、本市の国民健康保険条例で規定しており、令和8年第1回定例会において議決をいただいたものでありますが、上段の医療分では、前年度から1万円増の67万円、後期分は前年度と同額の26万円、介護分は前年度と同額の17万円、新設された子ども分の賦課限度額が3万円、4区分の合計で113万円となり、前年度と比較して4万円の増となります。

以上が、料率算定の概要となります。

次に、資料2ページの国民健康保険料所得段階別料額比較表を御覧ください。この表は、介護分がかかる2人世帯について、所得ごとの保険料額を右から、令和6年度、令和7年度、令和8年度の3か年で比較したのとなっております。

左側の令和8年度の欄を御覧ください。医療分、後期分、介護分、子ども分の合計で申し上げますが、所得が400万円までの所得層では、子ども分保険料が増えたことにより、対前年度比で440円から2千740円の増、所得が450万円から700万円までの所得層では子ども分の増の影響よりも医療分、後期分の所得割が減となった影響が大きく、60円から2千560円の減、所得が750万円以上の所得層では、賦課限度額の改正により1万8千810円から4万円の増となっております。

以上、令和8年度国民健康保険料の料率についての説明とさせていただきます。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○品田委員 国民健康保険料の料率について、これ所得割が減って、均等割や平等割の率が上がったというこの考え方っていうのは、どういうことからなったんでしょうか。全体的に所得割を減らして、均等割、平等割が増えているような形になっておりますが、その辺の考え方をお聞きしたいと。

○堀江市民生活部国民健康保険課長 国民健康保険料の所得割、それから均等割、平等割との応益割の割合につきましては、その年の所得の賦課総額から賦課割合というものを条例上定めておりまして、その割合に応じて、その単価を算定していくんですけども、所得が伸びている今、賃上げ等の影響、所得が伸びている場合、保険料率は、その賦課総額から割り返したときに、保険料が若干下がる。その代わり、均等割、平等割の単価につきましては、加入者が減少している中で、賦課総額から割り返したときに、割合的に均等割、平等割の部分で、かつ割合が高いものですから、その分、均等割、平等割が少し若干上がるということになってございます。そのような構成になっております。

○品田委員 本日の新聞でもね、今日本の低所得者の社会保険料の負担が大きいということで、OECDと比べても700万円以上からは少ない。OECDから見たら少ないんですけども、負担割合ですね。540万円を基準にして、何百万円以下だったかなが非常にやっぱり負担が大きいということで、今、財政の、国のほうでも給付金とか、税控除と給付金とどういうふうにするかまだ確定してませんが、検討中ですよ。今報告がありましたように400万円以下が増額になり、400万円以上から何百万円でしたっけがむしろ減額になると。中間層のところが減額になるってところはいいいんですけども、本当、低所得者ほど負担が増えるという、その算定はいかなものかと思うんですが、市として、それは意見反映っていうか、どういうふうにか何かその辺はされたんでしょうか。国民健康保険料だから、国民健康保険料の機関のところで行うんですよ。検討するんですよ。市のほうで検討して決めたことですか。それだとしたらその考え方、低所得者層ほど負担が多くなるということはちょっと納得がいかないんですが、いかなものんでしょうか。ちょっとそのいくら加入者が減っていて均等割がどうしても増えていくっていうことはあるかもしれませんが、でも所得割を減らしている状況、それだったらむしろ所得割を高くするような検討はされなかったんでしょうか。

○堀江市民生活部国民健康保険課長 今回の保険料の算定につきましては、先ほど部長のほうからも説明をさせていただきましたが、これまでの医療分、後期分、介護分という3区分に加えまして、令和8年度から、この子ども分というのが算定をすることになりました。子ども分というのは国の施策において、子ども・子育て支援納付金ということで、徴収保険料で徴収をすることになったのですが、この部分が丸々新規で今までの3区分に加えて上乗せされるということで、逆に今回旭川市で算定した中では、この子ども分がなければ保険料自体は下げて、低所得者世帯も含めて下がっていたんですが、この子ども分を加えたことによりまして、低所得者の方については前年度よりも増えてしまっている状況になっております。

旭川市のほうで、何か下げる手だてではという話だったんですけども、この子ども分につきましては、全道で統一した割合単価を使っている関係上、ここの部分を操作することはちょっとできなかったものですから、それ以外のところは下げたんですが、結果的に4区分を合わせたときに前年度よりも増えてしまっていると、このような状況になってございます。

○品田委員 この子ども分が増える、もともとね、国民健康保険料にこれを加えるっていうこと自体がおかしいなと思っているんですけども、子ども分が増えて、そして配慮したところもあると思うんですが、この算定の見直しっていうのはもう少しできないものですか。いろいろ苦勞されて考えられたとは思いますが、なにせ、本当、低所得者ほど負担が大きくなるという、ただでさえ苦しい生活、物価高であえいでいる中で、これはちょっと納得がいかないと思うんですけども、再度検討の余地っていうのはあるんでしょうか。

○堀江市民生活部国民健康保険課長 今年度の国民健康保険料につきましては、将来、令和12年度に全道で保険料率を統一するという過程の中で、令和8年度についても、令和10年度に向けて、何ていうんでしょう、離れていかないというか、あまり大きなギャップとならないように、大きな増減が生まれて、加入者負担が増えていくことがないように配慮しながら設定をさせていただきました。所得割等については下げるところは下げ、上がるところについては必要最小限となるように配慮してきた中で、こういう設定となっておりますので、御理解いただければと思っております。

○品田委員 お答えいただいているんですけど、再検討の余地はいかがですか。所得割をもう少し増やすなりして、均等割だとかの平等割とかの負担を下げるとか、もう少しやり方があるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○堀江市民生活部国民健康保険課長 すみません。質問に一部答えておりませんでした。

再検討につきましては、今回の料率に関しましては第1回定例会の中でも予算で提案させていただいた中身の単価等をそのまま踏襲しておりますので、これで承認を受けたということで考えております。

料率までの実際の所得を算定する中でも、私どもでできるだけ考え抜いた中での算定した料率でございますので、これで令和8年度は進めていきたいと、このように考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○品田委員 じゃあちょっとまた後で、もう少し詳しく教えてください。終わります。

○笠井委員長 他に発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、無料低額診療事業調剤処方費用助成事業に係る通知書の誤送付について、理事者から報告願います。

○川邊福祉安心部長 福祉安心部で実施しております無料低額診療事業調剤処方費用を助成事業において、個人情報の漏えいを伴う事務処理誤りが発生いたしましたので、ここに御報告をいたしますとともに、おわびを申し上げます。お手元の資料で内容を御説明いたします。

この事業は無料低額診療事業を行う医療機関が医療費の自己負担額の減免対象とした方を対象に、保険薬局による調剤処方費用の全額または一部について、市が薬局に支払うことで助成をいたしており、対象者の方には毎月交付決定額を通知しているものでございます。

去る5月26日に4月分の助成決定通知書を窓開き封筒で郵送するために通知書を印刷した際に、送り先の住所データの引用先を誤ったことで、資料中段、表に示すとおり、対象者50人のうち41人について誤った住所に郵送がなされたというものでございます。

先週、報道発表した時点では41通のうち23通が宛先不明で返戻をされたということで発表いたしました。一昨日6月8日時点になって合計31通が返戻されております。このため、相手から連絡を受けた1通と残りの9通、合わせて10通が別の方に配達をされたものと推定して対応をいたしてまいりました。

この通知書に記載された中身は住所、氏名、それから助成額、市が支払った薬局名のみであり、それ以上の個人情報はございません。

誤りが判明した経過については5月28日に送付先の1つであった高齢者施設から、宛名にある方が施設に入居している状況にないと、そのような電話連絡があったことで、本市で確認をした結果、住所データの引用誤りと、宛先の住所と氏名が合っていなかったまま送付をしてしまったということ把握したものでございます。

対応といたしまして、誤送付と見込んだ10人の方に6月2日から電話と訪問、それから郵送などで謝罪と誤った通知書の回収、正しいものへの差し替えなどを行っており、現在のところ2名の

方から回収済み、5名の方からは届いていないということで今後郵便局からの返送待ち、1人は破棄したということの確認、2人とは残念ながらまだ電話連絡がつかないような状況にありまして、引き続き対応中ということでございます。

今回の誤りにつきましては、発送する際の担当者の不注意によるもので、他の職員の再確認で防ぐことができたものでございますが、ささいなミスによって個人情報の漏えいにつながったことに鑑み、事案の概要の把握を速やかに部内で部課長会議を開催しまして、課題を共有し、各課とも自分事としてこの問題をとらえ、より良い緊張感を持って臨むよう指示したところであり、今後は再発防止に向けて複数職員による確認作業の徹底を図って、信頼回復に努めてまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市指定ごみ袋の購入数量抑制について、理事者から報告願います。

○太田環境部長 旭川市指定ごみ袋の購入数量抑制について御説明をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。

初めに、1ページ目でございますが、ナフサ由来製品の供給不安の高まりによりまして、全国的にも指定ごみ袋などの販売数量が増加しておりまして、札幌市では先月末の5月28日から販売数量の制限を実施してございます。本市におきましても4月以降販売数量が増加してございまして、特に5月最終週から6月第1週にかけてその動きが加速するなど、販売数量の制限対応が必要な状況となったことから、6月5日から各販売店に向けてこの購入数量抑制についてのお願いをしたところでございます。今年度の指定ごみ袋の配送状況について御説明させていただきますが、資料に記載のとおり、前年同月比で4月から5月にかけて、種類、サイズで差はあるものの、月を追うごとに増加傾向が続いており、6月に入ってからさらに急増している状況にございます。

次に、2ページ目を御覧ください。本年度に入ってからのごみ袋の配送量と在庫数の動きを、昨年と比較して御説明をさせていただきます。まずは、燃やせるごみ袋の状況についてでございますが、この表は、燃やせるごみ袋の各サイズごとの今年度と昨年度の年度当初の在庫数と、4月から6月第1週目までの配送量、それらを差し引いた現在の在庫数と率を示したものでございます。数量単位は箱数というふうになってございます。年度当初の在庫数は前年度発注分の残りとなってございまして、例年、8月以降から当該年度発注分のごみ袋が順次補充されていきます。配送量につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年度と比べ月を追うごとに増加しており、6月第1週目は速報値でございますが、昨年度の2～3倍まで急増し、合計すると、前年度の1.4倍から1.9倍となっております。また、表の左側の在庫率は、年度当初の在庫数に対する現在の在庫数を率で示したものでございますが、配送量の増加に伴い、昨年度はこの時期で、いずれのサイズも当初の約50～60%台の在庫が確保されてございましたが、今年度は5リッターが7%と非常に厳しい状況となっており、その他のサイズも30から40%台と、昨年と比較して在庫率が低下してございます。

次に、3ページを御覧ください。先ほどの表をグラフ化したものでございます。赤のラインが令

和7年度、青のラインが今年度の10日ごとの累計配送量をプロットしたものでございます。グレーのラインにつきましては今年度の当初在庫量を示してございまして、青とグレーのラインの差引きが在庫量の推移を示してございます。赤と青のラインを比較していただくと、いずれも5月10日の連休明けぐらいから青のラインの勾配が急になり、下旬以降開きが大きくなっていき、6月に入ってからさらに勾配が急になっていることが分かると思います。

次に、4ページを御覧ください。この表は、燃やせないごみ袋の配送在庫の状況を示したものでございます。先ほどの燃やせないごみ袋と同様に、昨年度と比べ、月を追うごとに増加しており、6月第1週目で急増、合計いたしますと、昨年度の約1.3から2.4倍まで増加してございます。また、表の左側の在庫率につきましても、燃やせるごみ同様に、特に、5リッターが16%と厳しい状況になっているほか、その他のサイズも、30～50%台と低下してございます。

次に、5ページを御覧ください。こちらは、燃やせないごみの表をグラフ化したものでありますが、こちらでも燃やせるごみと同様な傾向となっていることが御理解いただけるかと思えます。

次に、6ページを御覧ください。先ほども御説明申し上げましたように、ごみ袋につきましては通常、前年度発注分の残りを8月まで在庫として確保し、8月以降から当年度発注分の袋で順次補充していくというふうになりますので、在庫量と配送量、納入時期のバランスが重要となります。今年度の発注状況につきましては、ナフサ不足による入札不調により、小型袋の発注が遅れ、原料を米など植物由来のものとするなどして、予定数量分を確保できる見通しとなりましたが、例年より納入時期が1、2か月遅れることとなります。6月第1週目の在庫につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、小型袋を中心に逼迫しており、特に5リットルの袋については非常に厳しい状況となっております。直近の情報でございますけれども、燃やせるごみの5リッターは、昨日6月9日付けのオーダーにより在庫がゼロというような状況になってしまいました。

現在のところ、燃やせるごみの5リッターについては今月末から、燃やせないごみの5リッターについては今月23日をめどに順次納入される予定となっておりますが、現在、少しでも早く納入できるかどうか、調整中でもございます。また、このままの状況が続けば、5リッター以外の袋にも在庫切れが生じるおそれがありますので、買いだめの自粛呼びかけの徹底や、他のサイズの購入誘導、納入時期の前倒し、あるいはその配送を制限するだとかによりまして可能な限り在庫切れの回避を図っていく必要があるというふうに考えてございます。また、これまでの買占め対策といたしましては、5月13日からホームページやSNS、くらしのアプリなどを通じ市民に買占めを控えるよう周知するほか、一部店舗売りのポップ掲示の依頼などを行ってきたところでもございます。

次に、7ページを御覧ください。表の2-2につきましては、ごみ袋の発注状況を示したものでございます。各種サイズごとの発注数量、納品見込み時期を記載してございます。燃やせる5リッター、10リッターの一部と、燃やせる、燃やせない20リッターがナフサ不足による入札不調で未契約となっておりますが、現在発注のめどがつき、必要数量の確保が可能となりましたが、納入時期に遅れが出る見通しとなっております。

次に、8ページを御覧ください。ここでは市内ストックと配送量の推計をグラフ化したものでございます。

まずは、燃やせるごみについてでございます。グラフの見方につきましては、分かりやすいところ

で、資料左下の可燃30リットルのグラフで御説明をさせていただきます。グラフの月ごとの表示数量は、都合上、月末の数字をプロットしてございます。まずは、青いラインの令和5年、令和6年実績につきましては、ごみ袋の発注予定数量算定に用いたもので、2か年の平均的な月ごとの累計配送量を示してございます。こちらは当初想定していた標準的なごみ袋の需要推移と捉えておりまして、年度末の到達点がごみ袋の年間必要数量というふうになります。次に、緑のラインにつきましては、令和8年度のこれまでの実績から、その伸び率を反映させた配送量を示したものであります。

次に、赤いラインにつきましては、令和8年度の5月末、6月1週目の実績から、販売規制による買占め需要の終息を想定した配送量となっており、途中からその青いラインと並行した傾きとなっておりまして、例年、一般家庭から排出されるごみの量に大きな変動はなく、必要とされるごみ袋の量も変動がないことから、赤と緑のラインにつきましては最終的に青いラインに収束していくものと想定をしているところでもございます。また、その背景にございます、オレンジ色で示したストック量につきましては、年度当初の数量から納品により段階的に増加していくごみ袋の累積ストック量を示してございます。

各ラインとストック上限との差が在庫量となりまして、ラインがストック上限を超えると、在庫不足が生じるといったことを示すこととなります。そのため、可燃30リットルにつきましては、青、赤の推計ラインではストック上限を上回ることがなく、在庫不足が生じることはございませんが、緑の推計ラインでは、ストック上限を上回る12月末に在庫不足が生じるといったことが予測される場所でもございます。

同様に、各サイズごとの状況を確認いたしますと、可燃5リットルにつきましては、青ラインで在庫不足は生じませんが、赤の推計ラインでは、6月から8月末にかけて、また、10月末から12月末にかけて在庫不足が生じることが予想され、緑の推計ラインでは、6月以降在庫不足が続くことが予想されます。

次に、可燃10リットルでは、青、赤の推計ラインでは在庫不足は生じませんが、緑の推計ラインでは11月に在庫不足が生じる予想となります。

次に、可燃20リットルでは、青、赤の推計ラインで納品の遅れなどから、一時的な在庫不足が生じることが予想され、緑の推計ラインでは7月末以降から在庫不足が生じるといった予想がされます。

次に、可燃40リッターについては緑の推計ラインで、12月末以降に在庫不足が生じるものの青、赤の推計ラインで在庫不足が生じないことといったことが予測されます。

以上のことから、赤の推計ラインに特に注目いたしますと、燃やせるごみについては5リッター20リッターで在庫不足が生じる可能性が高く、10リッターについても注意が必要と予測され、納品時期の前倒しや買占め需要の早い段階での抑制などの対策が必要と考えられます。

次に、9ページを御覧ください。9ページでは燃やせない分の推計にしております。

まず、不燃5リッターでは、赤、青の推計ラインで在庫不足は生じませんが、緑の推計ラインで6月末から9月にかけて、また10月末以降から在庫不足が生じる予測となっております。

次に、不燃10リッターでも赤、青の推計ラインで在庫不足は生じませんが、緑の推計ラインで、11月以降から在庫不足が生じる予測となっております。

次に、不燃20リッターでは青の推計ラインで在庫不足は生じませんが、赤の推計ラインでは、

8月から10月にかけて若干在庫不足が生じるほか、緑の推計ラインでも7月末以降、在庫不足が生じることが予想されます。

次に、不燃30リッター、40リッターについては、赤、青の推計ラインで在庫不足は生じませんが、緑の推計ラインで、年度後半に在庫不足が生じることが予想されます。

以上のことから、こちらも赤の推計ライン注目いたしますと、燃やせないごみについては20リッターで在庫不足が生じる可能性があり、5リッターについては注意が必要と予測され、同様に、納品時期の前倒しや買占め需要の早い段階での抑制などの対策が必要と考えられます。

最後に、10ページを御覧ください。今後の対応ということでございますが、6月5日から実施している販売制限につきまして、改めてごみ袋取扱店に対する販売数量制限の依頼内容を示してございますので参考までに御一読いただければと思います。

環境部からの旭川市指定ごみ袋の購入数量抑制についての説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中野委員 それでは、今環境部長のほうから、る詳細の御説明がございました。私のほうからは、指定ごみ袋の購入数量抑制、さらには、今後の供給体制について、市民生活への影響と本市の危機管理という観点から、幾つか質疑を行いたいと思っております。

本市におきましては、報告にもありましたが、本年4月以降、燃やせるごみ、燃やせないごみともに、全てのサイズで指定ごみ袋の配送量が急増し続けております。5月最終週には一部取扱店で一時的な欠品が発生し、6月に入りその勢いはさらに加速しているところでもございます。背景には、世界的なナフサ不足による入札不調と、それに伴う小型袋の調達遅延があるとのことでありますが、市民の間には、ごみ袋が手に入らなくなるのではないかと不安と困惑が確実に広がりつつあると思っておりますし、そういった声を私も今日まで聞いているところでございます。また、道内の状況に目を向けますと、先行して、5月下旬から購入制限を導入していた札幌市において、制限後もパニック買いを食いとめることができず、一昨日でありましたが、6月8日、ついに6月15日から市販の透明、半透明袋でのごみ出しを特例で認めるという、一歩踏み込んだ緊急避難的措置を発表するに至りました。このように、状況は一刻の猶予も許されないスピードで変化していると感じております。

有料化制度を敷く本市におきまして、市民生活に直結する指定ごみ袋の在庫が逼迫しているという状況を市としてどう認識し、万が一の事態に対するバックアップの計画プラン、こういったものや広報戦略をどのように描いているのか、市民の安全安心を守る立場から、順次、お聞きをしておきたいと思っております。

それでは、まず1問目としてでございますが、現在の取扱店における品切れの具体的な現状と、市民からの相談状況について伺いたいと思っております。本日の資料によりますと、5月最終週から一部取扱店で一時的な欠品が生じているとのことでありますが、具体的に市民からどのような相談や苦情が市に寄せられているのか、また、欠品が目立つ地域や店舗の傾向について、把握されていることがありましたら、お伺いをしたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 指定ごみ袋の取扱店における欠品に関する市民からの相談や苦情の内容につきましては、ごみ袋を購入しようとした際に、欠品により買えなかったとの内容の電話に

よる苦情が多いときで1日数件寄せられております。

また、欠品が目立つ地域や店舗の傾向についてでございますが、ごみ袋の取扱店への配送は、市内を5地区に分け、月曜日から金曜日までの5日間の各曜日ごとの配送地区を定め、各地域内の取扱店に週1回配送する体制をとっております。このため、市内いずれの地域においても、前回の配送からの経過日数が長くなると、欠品が発生しやすくなる傾向があると考えられ、実際の相談等の傾向も同様となっております。

店舗につきましては、スーパーが多く、そのほか、ドラッグストア、ホームセンターについて寄せられております。

○中野委員 先週末で可燃5リットルの現在の在庫率が7%ということで報告がありました。不燃5リットルが16%と、極端にここの部分が低くなっておりますが、昨日で可燃5リットルが在庫切れとの御説明もございました。

小型袋の新たな納入開始は、例年より1、2か月遅れる見通しとのことではありますが、現在の購入制限対応、1人1セットだけで新調達分の納品が始まるまでの期間を、本当に在庫を切らさずに乗り切っていくことができるのか、具体的な見通しをお伺いしておきたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 ごみ袋の在庫につきましては、燃やせるごみ5リットルが昨日6月9日の配送をもって切れたところであり、販売店の店頭にある分だけとなっております。こうした状況から今後、他のサイズにおいても在庫切れを生じさせることなく乗り切れるかどうかの見通しは不明ではありますが、引き続きサイズごとの在庫状況を確認しながら、購入制限の徹底を呼びかけ、状況によっては販売店への配送数量を制限するほか、納入時期を可能な限り早めるなど、買いだめや在庫切れの抑制、その期間の短縮等について早急に対応策を検討してまいります。

○中野委員 見通し不明ということでありました。重要なところかというふうに思っているところではありますが、そして、在庫が特に逼迫している小型の袋ですね、5リットル、10リットルなどから、他のサイズへの購入の誘導を行うということで御説明がありましたが、ごみの排出量が少ない単身の高齢者などの世帯にとって、大きい袋の購入は実質的な経済的負担や、ごみ袋代が高くなりますので、そういった負担が増えるということや、使い勝手の悪さを招く懸念がございます。この点に対する配慮や市側の認識を伺っておきたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 小型袋のうち、在庫切れが発生した燃やせるごみの5リットルについては、家族の少ない世帯のほか、生ごみの排出に使用される機会が多く、委員御指摘のとおり、大きい袋の購入は実質的な経済的負担や使い勝手の悪さのほか、ごみの保管日数の延長を招く懸念はあると認識しております。しかし、現状での対応といたしましては、市民の皆様には大変な御不便をおかけすることとなりますが、在庫状況や納入状況等について説明しながら、他のサイズの代替利用等に対し、理解と協力を求めてまいります。

○中野委員 重要なところだと思っております。冒頭申し上げたとおり危機管理の視点というところも含まれておりますが、やはり単身世帯では、うちもそうなんです、小さいごみ袋に水を切った生ごみを入れて、週2回の回収に合わせて排出をします。それ家庭内の清潔というか、臭いそして様々な菌が発生するおそれもありますし、これから暑い夏を迎えます。旭川市、全ての世帯にエアコンが設置されている環境ではないというふうに思っておりますので、特に低所得、また高齢者の世帯では、そういった空調の管理がされていない、生ごみの腐敗が進むという中で、大きいごみ

袋だと、やはり保存期間がもったいないからたくさんたまるまで置いておくっていう行動が生じると思います。そういったことをしっかりと捉えながら対応を早急に考えていかなければいけないというふうに思っております。

危機管理の部分におきましては、今ナフサ不足で納品が遅れるという説明を受けたばかりではありますが、やはりこのごみ袋を備蓄しておくというような考え方を、市として、これまで発信してきたのかつていうところが、大きな課題だというふうに思っております。1世帯当たりの標準的な排出量をそれぞれ市としても試算をして、これぐらいのごみ袋があれば、例えば数か月、1年間乗り切れるというような情報発信も今後は必要になるかというふうに思っておりますので、こういった緊急的な在庫不足、逼迫するようなときには、やはり備蓄の考え方についても、今後は市民に周知をしていただきたいということを指摘しておきたいと思っておりますので、あえてこの部分については答弁を求めないで、次に進みたいと思います。

そして、令和8年度の発注状況一覧表、資料でもございました。これを拝見しますと、燃やせるごみの10リットルや20リットル、燃やせないごみの20リットルなど、10月や1月納品見込み分の中に、依然として未契約のものが散見されるところでございます。備考には確保の見込みとありますが、原材料、ナフサ不足が長引く中で、これもうどこまで続くか正直見通せないということだと思っております。確実に契約納品に至る担保はあるのか、その認識について伺っておきたいと思えます。

○笠井クリーンセンター所長 未契約のごみ袋につきましては、当初の入札の際に、原材料の価格高騰や確保の見通しが立たないことによる不調が原因となっております。このため、米など生物由来を含む原材料を使用に加えるなど、購入条件に変更を加え、対象業者の範囲を広げた上で製造事業者等への聞き取りを行い、原材料の確保等に支障がなく履行可能であることが確認できましたので、入札は今後になりますが、必要数量の確保は可能と判断しております。

○中野委員 米などの植物由来の原料ということで答弁がございました。これ近年ですね、全国の自治体でもバイオプラスチックの採用ということで、環境問題の観点から採用が進んでいるというふうに聞いております。単価が高いということから、平時においてはなかなか、その採用は進んでいないという課題もありましたが、緊急的に上がってきたナフサ不足の影響で、全国の自治体でも、このバイオプラスチックの採用を判断するという事例が増えているというふうに聞いております。旭川も米どころでありますので、商品にならなかつたず米や古くなった備蓄されていた米、こういったものが原料として使えるというふうに聞いておりますので、地産地消の観点からも、こういった取組、この課題が解決された後も継続的に取り組んでいただければなというふうに期待をしておきたいというふうに思っております。

一方で、本題の部分であります。本市の今日の資料でも札幌市における購入制限、5月28日からの事例が説明されておりましたが、札幌市では制限後も品切れを食いとめ切れず、一昨日でありました、6月8日に6月15日から市販の透明、半透明袋でのごみ出しを特例で認めるという、一歩踏み込んだ緊急措置を発表しました。本市として、この近隣の大都市の急激な状況変化をどのように捉え分析しているのか、伺っておきたいと思えます。

○笠井クリーンセンター所長 札幌市におきましては、購入量の急増に伴い購入制限を行ったものの、例年の10倍の購入量となっていたため、在庫の枯渇や時間の問題等の判断から、指定袋以外

での排出を認める措置を行ったと伺っております。現在のところ本市も似たような状況にあります
が、札幌市の購入制限から特例措置発表までの期間が短く、現在その状況変化や判断に至った経緯
について情報収集を行っているところであり、引き続き、サイズごとの在庫状況や本年度発注分
のごみ袋の納入時期と詳細部分の聞き取りなどを行いながら、早急に分析を進めてまいります。

○中野委員 引き続き情報収集をしているということでありました。

この事例からも、かなりテンポが速く事が進んでいるということでもありますので、こういった状
況はおそらく環境部としても当然注視していたと思います。こういったことから考えると、少し対
応が遅れている、遅いのではないかなというふうに感じたところであります。

そして、本市におきましても、市民の不安心理から購入制限、呼びかけがかえって買いためを加
速させ、店頭から指定袋が完全に消えてしまう最悪のシナリオ、これが5リットルの関係なのかも
しれませんが、そういったことを想定しておく必要があると思います。

万が一の際、本市でも札幌市や他都市のように指定袋以外の袋でのごみ排出を臨時に容認する特
例措置を取る基準、こういったことを設けておく、考え方を定めておく、そういったことが必要だ
と思います。いわゆるデッドライン、そういったことや、その際の回収方法について、既にシミュ
レーションや検討を行っているのか見解を伺っておきたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 多くの取扱店で複数のごみ袋の欠品が生じ、必要な方が袋の購入が
できず、ごみの排出に支障が出るおそれがあると判断された際には、一時的に指定袋以外での袋で
の排出を認める措置も必要と考えますが、現在のところ、その発動基準や回収方法の具体的なシミュ
レーションには至っておらず、札幌市の対応や、その効果等を分析、検証しながら、早急に本市
における対応方針を検討してまいります。

○中野委員 先ほども札幌市の事例、そして、今シミュレーションのことについてお聞きをしまし
た。札幌市は購入制限の発表から約10日間で、さらに一步踏み込んだ、一般的な透明、半透明の
袋でごみを出してもいいというようなふうにも急展開の発表をしたという経過があります。そして、
こういった状況を見据えながら対応を検討していかなければいけなかったと思いますが、今の答弁
ではそういったシミュレーションには至っていないということで、デッドライン、基準ですら定め
切れていないということでもございました。これはもう既に予測をしながら、こういった状況になれ
ば、こういう基準に基づいて、対応について発動するというような考え方を持っておくべきだとい
うふうに思います。こういったことを数日中にでもまとめていくべきだというふうに思いますが、
このことについて、改めて考え方、どんなふうに思うのか、ちょっと再度答弁をいただきたいな
と思います。

○太田環境部長 発動基準ですとか、デッドラインということでもございます。現状といたしまして
は、札幌市も販売抑制、購入制限から、その特例措置に至るまでの期間が短かったということで、
今その間、先ほどクリーンセンター所長のほうからも、10倍ほどの購入量となっていたというこ
ともございまして、数か月後に枯渇が見えていたということもございまして。本市におきましては
そういった意味では、確かに今5リットルの在庫切れが一部、一部というか燃やせるごみの5リッ
トルの枯渇が出ているということでもございますけれども、先ほどの資料で御説明申し上げましたよ
うに、まだ残りほかの10リッター、20リッター、ほかのものについてはまだ少し余力があるの
かなというところでございまして、そういったことでいけば、今後の伸び率、購入がどれだけ伸びて

いくかっていうこともちょっと冷静に見ていかなきゃいけないということがございます。

札幌でやはりそういった特例措置ということで、一般の市販のごみ袋でいいということになっておりますので、そういった状況を踏まえて少しこの買いだめが控えていくのかということのを少し見ていかなければいけないのかなというふうに思っております。こういった指定袋以外での袋の排出、臨時的にも容認するその特例措置といったものにつきましては、やはりその手数料の支払いに関しまして、やはりその不公平感が生じるということもございますので、その仕組みづくりだとかその整備っていうのは非常に大きな課題もあるかというふうに認識しております。

また、先ほど申し上げましたサイズごとに欠品しているものもあれば、在庫があるといったものもございますので、その在庫状況ですとか、納入時期が異なる、あるものについては納入時期を少し早めることによって、欠品を防ぐことができるんじゃないかということもございますので、そういったことも踏まえると、その特例措置を導入するタイミングというものは非常に慎重な判断が必要のかなというふうにも考えてございます。

しかし、一方で市の責務といたしましては、やはり市民生活に支障が出ないように、ごみの排出手段の確保といったものがやっぱり最優先されるということでございますので、引き続き、現状について市民の皆さんにしっかり説明して、やはり市民の不安感、こういったものを極力低減させながら、買いだめの抑止につながるような広報戦略の在り方というものについても、併せて早急に検討を進めていかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

○中野委員 部長のほうからも不公平感、公正についてというようなお話がありました。確かに、既にごみ袋を購入している世帯、一方では緊急措置として市販されている半透明の袋などで、ごみを排出するってなると、無料で手数料払わずごみを出すということになるということも考えられます。しかしながら、そういった今の混乱、パニックを抑えるためには、そういった発信がそのパニックを抑制していくということにもつながるというふうに思っておりますので、ぜひ、デッドライン、基準、こういったものを数日中にまとめていただければなというふうに思います。

また、部長のほうから今ごみ排出手段の確保が最優先ということで話がありました。市民生活の維持が最優先であるという認識だというふうに思います。指定ごみ袋以外での臨時的な解禁についてはこれから検討されるというふうに思いますが、環境部としても、トップダウンでこういったことができるのか、どういう混乱、そしてどんな批判が市に対して寄せられるか、想像ができないところではありますが、市長を支える立場としても、各市の事例を踏まえながら適切な対応を求めているというふうに思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○笠井委員長 他に御発言はございますか。

○石川厚子委員 ただいま、ごみ袋の販売制限につきまして中野委員から御質疑ありましたが、私からも少しだけ質疑させていただきます。重なる点もあるかと思いますが、御容赦いただきたいとします。

ごみ袋の販売制限についてなんですが、購入を1人1セットとした理由をまずお聞かせいただきたいとします。

○笠井クリーンセンター所長 燃やせるごみ、燃やせないごみのごみ袋1セット当たりの枚数は、それぞれ5リットルから20リットルまでの小型のものは10枚、30リットル、40リットルの

大型のものは5枚となっております。現在の購入数量の急増はナフサ不足を危惧した供給不安の高まりにより、一時的な買いだめが生じているものであります。ごみ出しに際しましては、本市の燃やせるごみ、燃やせないごみの収集頻度で、1度に利用されるごみ袋の枚数はある程度限られていること、また、札幌市の実施事例等も踏まえ、市民生活に支障を来さない範囲で、1回に購入できる数量を1セットまでと制限しようとするものであります。

○石川厚子委員 1セットしか買えないとなりますとね、先ほどもお話あったんですけれども、かえって市民の皆さんに不安を与えることになり、こっちのスーパー、あっちのドラッグストア、あるいはホームセンターというふうに買いだめに走るのではないかと危惧するのですが、いかが認識されていますか。

○笠井クリーンセンター所長 市民の皆様の販売制限に対する受け止めについては様々でございますが、小型の袋を中心に在庫が逼迫している状況の中、買いだめにより販売店で欠品が続くと、真に必要な方にごみ袋が行き渡らなくなります。そのため、市民の皆様には、これまでもホームページ等により、買いだめを控えていただくようお願いをしてきたところではありますが、現状として歯止めがきかない状況から、ごみ袋が必要な方に行き渡るよう、販売制限による買いだめ抑制について、御理解、御協力をいただくことが必要と判断したものであります。

○石川厚子委員 買いだめを控えるようね、お願いしているということなんですけれども、現実問題として燃えるごみの5リットル、これはもう在庫切れになってしまったわけなんですよ。

実際問題として、このごみ袋というものは不足しているのか、現在のごみ袋の状況についてお示しいただきたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 例年、ごみ袋の製造数量は過去の販売実績を基に発注しており、今年度につきましても、ナフサ不足による入札不調により、燃やせるごみの5リットル、10リットル、燃やせるごみ、燃やせないごみの20リットルの小型の袋の納入が例年より遅れるものの、年間を通じて、必要数量は確保できる見通しとなっております。そのため、例年どおり、ごみの排出量に応じて都度御購入いただければ、不足が生じることはございませんが、既に買いだめにより、小型の袋を中心に在庫が逼迫してきており、燃やせるごみの5リットルについては、現在在庫切れとなってしまいましたが、このままの状況が続き、補充のタイミングが間に合わなければ、他のサイズについても、一時的な在庫切れを招くおそれがございます。

市といたしましては、購入制限の実施により買いだめを控え、計画的な購入をしていただけるよう強く市民に呼びかけるとともに、ごみ袋の納入時期を少しでも早めるよう調整しながら、他のサイズにまで在庫切れが広がらないよう、また、在庫切れの期間を極力短縮できるよう努めてまいります。

○石川厚子委員 札幌では6月15日から9月30日までということで、期間を限定して、この指定ごみ袋以外、透明または半透明のごみ袋で排出できるというふうにしておりますね。今の中野委員の質疑を聞きますと、旭川は現在、情報収集ですとかしている段階で、シミュレーションまで至っていないということですよ。札幌から比べると1歩も2歩も遅れているなという印象を受けたわけなんです。燃えるごみの5リットルが在庫切れになりまして、そうすると、自宅に燃えるごみの5リットルの袋がない方、どうされるかというと、10リットルに入れるか、あるいは、やっぱこれお金かかっているもので、もったいないと思ってね、もう家庭の中でごみを置いておく。そ

うすると、燃えるごみですし、特に生ごみですよね、これを今まで1週間に2回出していたものが、まとめて1週間分出すようになるのとすると、これから夏に向かっていきますし、衛生的に問題があるのではないかというふうに考えるんですが、その辺についてはどのように認識されますか。

○笠井クリーンセンター所長 確かに生ごみですので、腐敗が進むと、保管期間が長期化すると、害虫が湧いたりとか、そういった事情もあるとふうに認識しておりますが、例えば、問合せ等あった際には、代替手段として、小分けの袋に密閉して保管していただくですとか、においとか湧きにくいような袋も市販されているというふうに伺っておりますので、そういったものを活用していただいたりとか、そういったことで当面のところは御理解をいただけるように説明等をさせていただきたいなと思います。

○石川厚子委員 先ほど部長の答弁で、まだ、10リットルや20リットルがあるっていった答弁があったと思うんですけども、危機管理に対する認識が甘いと言わざるを得ないと思いますよね。5リットルがなくなったら、じゃあ仕方ないから10リットルを買おうっていうふうになってきますよね。旭川も札幌と同様、指定以外のごみ袋でもいいと、こういうふうにしてほしいっていう要望を、おそらくこれから市民の方から出てくると思うんですよね。そういった要望も受けて、旭川市としても指定以外のごみ袋でもごみを排出できる、そういう決断を早急にすべきではないかと思うんですが、見解をお伺いします。

○太田環境部長 先ほど、中野議員の質疑にもちょっと答弁させていただきましたけども、やはり特例措置につきましては、その公平性、使用料金を払っているといった公平性の問題ですとか、やはり様々大きな判断も必要ということになりますし、その判断といいますか、現状に即してどのタイミングで発動していくのがいいのかといったこともございますので、対応が遅いといった部分については、確かにそういうところはあると思うんですけども、状況をしっかり踏まえて、しかも札幌市の、実際に特例措置に踏み切った札幌市でどのような現象を受けるのかということも、ちょっとこれは見ていきたいというところもございます。そういったところを踏まえて、ただし、今現在どういう方向ということは具体的な案はないんですけれども、早急にそこは検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○石川厚子委員 具体的案がないっていうのは非常に残念ですね。

議案になっているのでこれ以上はお尋ねしませんが、万が一来々4月からごみ袋が値上がりすると、現在のごみ袋、先ほどの報告で6月30日、来年の6月30日まで使えるといったような報告がありました。札幌の言わばまねをしまして、ごみ袋の購入、1人1セットというふうにしたということだと思うんですけども、この札幌と旭川で決定的に違うというのは、旭川は値上げを予定しているということなんですよね。ほとんどの市民は、そういったことを知らないの、買いだめに走っているのではないかと思うんですよ。万が一、値上げすると、現在のごみ袋、来年の6月末までしか使えないんですよね。コロナ禍のときにマスクを買おうと思って、本当にドラッグストアとかに並ばれた方いらっしゃるというのも、皆様が記憶に新しいと思うんですけども、マスクっていうのは買いだめしてもその後使えるんです。5リットルのごみ袋購入される方、中野委員からもありましたように、高齢の方、ひとり暮らしの方、そういった方が多いと思うんですよね。そういった方っていうのは、大抵真面目な方が多くて、ごみ袋が今買えなかったら困ると思って、限られた年金の中から買いだめに走られたのではないかと思うんですよ。ところが、この議案通っ

てしまうと、来年7月以降このごみ袋使えなくなってしまうわけなんですよ。今回のごみ袋が足りないと思って買いだめに走る市民が出るであろうということは、環境部でも予測していたと思うんですよ。このごみ袋の販売制限について、市民に今回とても混乱をもたらしたものであると思いますし、これから先について、どうするかっていうようなそういう案も持っていないということで、環境部の、これは私、愚策であると指摘して、質疑を終わります。

○笠井委員長 他に御発言はございますか。

○品田委員 すみません、突然で。

私も先ほど手を挙げたのは、今、石川厚子委員がおっしゃったように、札幌と大きく違うところは、使えなくなるということですよね、来年の6月30日以降。それで、その発信をもう少し、例えば市長も含め、市長の記者会見も含め、もう少しそういう、何ていうのかな、もっとそれをする予定はないんですかね。皆さんに、市民に知らせる、落ちついてという、何ていうんですかね、その辺も、考えていらっしゃるのかどうかちょっとお伺いしたいなと思いました。

○太田環境部長 現在の袋が6月30日までということにつきましては、今回議案ということもございまして、先ほど御説明をちょっとさせていただきましたけれども、ですから、まだ今の段階では、それこそ議会軽視ということになってしまいますので、具体的にちょっと言えないということを御理解いただきたいと思います。

○笠井委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時31分